

宝暦十一年里内藩上村組百姓騷擾始末

立川輝信

日 次

一、大分市史所載宝暦十一年里郷百姓騷擾記

二、処罰記録

三、郡代書附

百姓五名えの申渡

百姓吉郎左衛門えの申渡

大庄屋組頭えの申渡

郡代覚書

三、記録上より見たる処罰の顛末

四、赦免記録

郡代記録

吉郎左衛門赦免申渡書

郡代記録

百姓五名えの申渡書

五、記録上より見たる赦免の顛末

六、註解

七、参考文献

一、大分市史所載宝暦十一年里郷
百姓騷擾記

「なほ府内領の百姓一揆と見るべきものには、これよりさ
き宝暦十一年（一七六一）の秋、五ヶ年平均を以て定免と
布達したに対し、上村組の百姓六十五人は投免を望み、九
月二十一日徒党して城下に入り込み、手代に直接願い出よ
うとした事件があつた。しかし手代の説得によつて、別に
乱暴することなく引き退いたので、追込に処分して事済み
となつた。」（一〇八一頁）と。

然るに左記標題の府内藩郡代覚書中には次の如く記されて
ある。

新刊の大分市史上卷所載「文化九年の百姓一揆」の項中、
その末文に次の如く宝暦十一年の里郷百姓騷擾について記し
てある。

宝曆十二年

郡代覺書

田中勘兵衛
樋口彦右衛門
中村市右衛門

申付候様申渡、尤御目付(9)山川幾左衛門白洲足輕兩人石川市郎兵衛組和田左衛門、太田作左衛門組陸左衛門矢柄右被申付。

2. 百姓五名への申渡

申 渡

上村百姓

惣左衛門

新兵衛門

清左衛門

竹上村百姓

政兵衛門

曾左衛門

四月廿九日晴天
大塚与三右衛門指出候書附如左
去已九月上村、竹上村百姓六拾五人、定免被、仰付候上、
内平均を嫌、投免相願度旨手代共宅江右之人數罷出相願二
付、勝手儘之願筋、其上御境目出入之時節柄(7)別而御領内
一同相慎罷在候様被 仰付候砌、ケ様之願御役人中江申立
候八、如何様御咎可被仰付茂難斗旨申聞候得共、其義茂
不聞押而相願、殊三御城下町致徘徊、態と目立候様いたし
候趣、其節百姓共申口書附を以此間矢柄(8)江申達処、外々之
響三茂相成候間、御咎被 仰付旨被申渡候、依之昨廿八日
此方共存念申渡之書付如左認之差出処、此通申付可然旨被
申聞二付、九郎左衛門相招候処、病氣二付与三右衛門宅三而、今日手銭
鄉手代兩人召呼左之書付渡之与三左衛門宅三而、今日手銭

候砌、ケ様ニ徒党いたし御城下江罷出候義申上八候、如何
様御咎可被仰付茂難斗旨申聞セ候得共決而不聞入、押而相
願之趣、第一我儘之願筋、殊ニ兼而被仰出を茂不恐、大勢

結徒党、御城下を騒シ候段重ミ不届ニ候依之手鎖申付候。

午 四 月

3. 百姓吉郎右衛門申渡

申 渡

上村百姓

吉郎 右衛門

去秋定免被仰付候三付、先格之通、内平均致笞之処、其方
ミ手代共宅江右大勢徒党いたし罷出、投免之義、押而相願
共支配百姓共之内六拾五人、内平均を嫌、投免相願度段、

其方共迄申立候得共、一統之義故不取上差置候由、其後直
ミ手代共宅江右大勢徒党いたし罷出、投免之義、押而相願
候、結徒党候義者密ニ申合候事故、不存義茂可有之候得共、
兼而其方共迄相願候筋茂有之候得者、其後心を付、右躰之
義出来不申様可取計之處油断之事候、ニ依之呵由付候。

午 四 月

5. 郡代覚書

一、大塚与三右衛門、山川幾右衛門並手代喜右衛門、七左衛
門、其後直ニ手代共宅江、右大勢徒党致罷出、押而相願
候、其方義者其節田中村右同様之願ニ組致候ニ付追込申付
候故、右之節出府ハ不相成候得共、居村之者江茂根元相
動、内証三致相談候趣相聞不届候、依之手鎖申付候。

三、記録上より見たる処罰の顛末

午 四 月

4. 大庄屋組頭への申渡

申 渡

上村大庄屋

仁 兵 衛

竹上村 組頭共

以上の府内藩記録によると本件は、宝曆十一年九月に府内
里郷上村、竹の上村百姓六拾五人が、検見による年貢定でな

く、（と思われる）先格通りの五ヶ年平均による税率を以ての定免と布達があつたのに對し、其の内平均の定免を嫌い、投免を願つての異議の申立を、最初組頭を以て大庄屋仁兵衛を通じて藩当局に願出たが、藩では、御領内何處も同一であるから、其の申出によつて右両村ばかりに特に願通り許可することは出来ない、そこで、役頭の者を召連れて行き直接其の旨を直々申渡すからと庄屋仁兵衛から伝達させておいたにもかかわらず、百姓共は其の申渡をきかず六拾五人が徒党致し、今度は庄屋を差し置いて、九月廿一日、直接手代の宅へ参り、先きの願通り定免を投免にして貰いたいと再び願い出たので、手代は其の願は

1. 両村に限る特例となり、勝手なる願であり、
2. 其上、當時境目出入の時節柄で領内一同相慎み居る様布告してある際、
3. 斯様な時局に徒党致し城下に罷り出て、徘徊し、態と目立様にして騒ぎ立てた不謹慎の態度は、
4. 上申すれば勿論御聞き入れなく、返つて如何様の御咎を仰せ付けられるかはかり難い

姓は之を聞き入れず、押して相願つた。そこで止むなく、其の強訴の百姓六拾五名に取り敢えず臨時処置として追込処分に行ひ、慎重審議の結果七ヶ月後、
1. 第一我がままなる願筋、
2. かねての布告を恐れず大勢徒党を結び、
3. 城下を騒がした

尚この申渡文面には直接出てはいないが、村役人を通さず越訴したことも我がままなる願筋の内容の一つにもなつてゐるものと思う。

又上村百姓吉郎右衛門はこれより先、隣村田中村の同様の願に加入し、其の為め追込申付られていたので、居村の徒党六拾五名中には加わつてはいないが、内証で其の企てに相談を受けて居たので最も軽い手鎖に処せられて居り、
大庄屋仁兵衛並に右両村の組頭共は、其の支配下百姓より六拾五名の不届な越訴者を出したことは、たゞ知れざる様ひそかに策謀したこととは言へ、既に其の挙に出る以前、組頭、庄屋を通じて願い出ているのであるから之が雰囲氣は村役人と

して知つてゐる筈なのにもかかわらず、遂に斯様の事態を惹起せめたことは、全く油断によるもので、役務遂行に遺憾の点があるとして呵の罰を受けた訳である。

然してこの申渡は、宝暦十二年四月廿九日、里郷郡代清田九郎左衛門が病氣のため、奥郷受持の郡代大塚与三右衛門が代つて、御目付山川幾左衛門、里郷手代喜右衛門、七左衛門立会の下に与三右衛門宅で行われている。

尤も此申渡文は直接担当した大塚与三右衛門が前日内申し通り裁許されたものである様である。

此の騒動の直接原因となつた定免は、三つの申渡書何れにも「先格の通り内平均」とあるので新たに定められた税率でなく、既に之れ迄実施されていたのであるから、期限終了のため再継続されたものと思われる。

斯くも引き続く天災に加うるに、享保十七年には近江国以西の諸国に蝗害があつた為め大飢饉となり、其の上府内藩では此の年、八月に折り悪しく、城附米の検査があつて当藩の定額三千石に不足を来していたので、その補充を百姓の持米から買い上げたものと思われる。大飢饉で食糧不足の上に有米買上げを受けたのだから当然飢人が続出した。そこで里郷に対しても有米買上げの代償として三石三十八石餘の大豆を貸与している。翌十八年には代用食として里郷に配給された「ひじき」は五拾八貫四百八十目で三千六百五十五人分であつた。

然して本事件前に於ける農民の経済状況を知る為め、直接農業に関係ある天炎地変を拾つて見ると、寛文六年七月の風水害には民衆五百三十軒が倒れ、元禄十三年七月、同十五年秋、宝永四年八月、享保七年七月には何れも大暴風雨があり享保十三年八月には風雨洪水の為め領内の損毛、田畠合せて千式拾八石餘、外に田畠井路の破損があり、翌十四年八月に

因みに当年正月九日には飢人

上村組式番で九百四拾六人

同十日調同組壹番で四百九拾八人内九人病死

同十一日調同組三番で四百三十三人

を出している。而して前記屯番飢人には十七年十一月十一

日と十二月九日の両度、三番飢人には十二月九日に各飯料と

して一日一合の割で十日分を支給している。

尚以上の如き天災に加うるに、此の間府内城下には幾度かの大火灾があつたので領内農家などに悪影響のあつたことは勿論である。

以上列挙した如く、本騒擾以前は僅かに元文三年が豊作であつた位で、其上藩財政も逐年困難度を加えていたので、今迄の定免は実状から見て相当負担が重かつたものとも思われる。そこで期限満了を機会に授免を願い出たのではあるまいか。

当時農民の困窮は当上村組に限らず領内一統であつたことも左記資料でも知ることが出来る。

奉願上覚

賀来村大庄屋定右衛門儀以 御威光御役儀相続仕難有奉存候、然所近年内証向殊外不勝手ニ相成別而當○差詰(暮)メ難儀之仕合御座候 当時 御上 御時柄、何分可申上筋無御座、差扣罷有候得共、不得止事、重々之御慈悲に御米三拾石拜借被

宝曆十一年 府内藩里郷 上村組百姓騒擾始末

為 仰付被下候ハ、以御厚恩ヲ御役儀相続為仕度、無拠御願申上候 奉願通被為 仰付被下候ハ、私共迄難有可奉存候此段宜被仰上被下候以上

賀來村組頭

午 十 月 新 兵 衛 印

野田村庄屋

外六名 署名捺印

專右衛門印

中尾村庄屋

清右衛門印

清田九郎右衛門様御手代

阿部小兵衛殿

加藤七左衛門殿

備考

1. この賀来村関係の府内藩日記の上欄に「此書付弥左衛門に差出

處十二月六日右願高之内八石拜借被仰付候」と後に記入してある

2. 尚里郷古國府大庄屋彦三郎左衛門救濟の為め賀来村同様の願を古國府村組頭、配下豊鏡、畠中各村庄屋連署の上提出し、願額三拾名に対し全様八石拜借仰付られている。

3. 又奥郷野畠中各村庄屋連署の上提出し、大庄屋七郎兵衛え式拾石の拜借願に対し六石貸与を十二月に仰付られている

4. 以上の米借用願は庄屋個人、私の借用でなく当該庄屋教済名儀で其の村組頭と文配下小庄屋の連帯保証の下に借用したものと思われる。

6. 右と少しく異なり、中郷下市村大庄屋善右衛門よりは理由を附した困窮者の面付を提出して、飢飯料の下賜を願つたが前例となり、他村からも同様の願が出るからと御取り上げなく、当捨田高六石を下さつてゐる。

7. 又、当夏旱魃と秋の風雨の為不作、その為め、奥郷袖木村、平原村六拾九人は平原村西ノ上山、井手上山町所、中尾村、田口原三拾六人は小久保と甲所に山上りし翌年三月迄堀根等致し取続きたいので許可して貰い度と手代え申出している。

8. 又奥郷橋爪組竹ノ中村、袖木村、中尾村、田口原村百姓の内、凶作の為め生活に困り、近村他領え宅銘致度為め、組頭、庄屋連署の上面付を十一月提出して願出、願の通り許可されている。
9. 以上賀来村以下の資料は本騒擾の翌宝暦十二年のものである。尤十二年は旱魃で凶年ではあつたが之等百姓に多少の餘祐があつたとしたならば直ぐ様斯様の願はせなかつたと思う。

四、赦免記録

さて右の如く処刑された人々は次の如くその罪の輕重によつて赦免されている。

廿九日 雨天

一、上村百姓共内六人、先月廿九日手鎖被仰付候右六人之内

吉郎右衛門義ハ、科輕候間外五人之者各ハ十日も早ク手鎖御免被成下様仕度旨御家老中江申達處、右吉郎右衛門義、明日手鎖差免候様被申渡、依之御目付並足輕一人被仰付様申立ル、尤里郷御代官今以病氣罷在候間、先達而之通、大塚与三右衛門各、可為申渡哉と申達処通可然旨被申渡、尤

与三右衛門心得のため如左書付相渡、尤与三右衛門御目付幾右衛門、里郷手代喜右衛門御勘定所へ召呼右御免之段申渡。

2. 吉郎右衛門赦免申渡書

申 渡

上村百姓

吉郎右衛門

去秋其方居村百姓共、無筋願申出、殊ニ大勢結徒党、御城下江罷出、押而相願、其方義其節出府ハ不致候得共、根元右願を相談候趣相聞候ニ付、先達手鎖被仰付候處、格別之御慈悲を以手鎖御免被成候

而も、重々御咎可被仰付間、其旨可被心得候

閏四月

3. 郡代記録

新兵衛門
清太郎
竹上村百姓
曾右衛門
政兵衛

一、大塚与三右衛門、山川幾右衛門、手鎖之者御免申渡候段
相届ニ付、市右衛門右向人同道弥左衛門宅江罷越、右申
渡候段相届ル。

五月十八日 晴天

上村百姓共五人去秋不辱之願いたし、大勢徒党を結び、御
城下へ罷出、押而相願候ニ付、手鎖御免被仰付置候處、最早五
十日程ニ罷成候ニ付、御免被下間敷哉け、御家老中江申達処、
明十九日御免申渡候様被申聞ニ付、御目付並御足輕兩人へ清
田九郎左衛門宅へ明朝罷越候様被仰付被下候様申達置。

十九日 晴天

一、昨日被仰付候手鎖御免之義、九郎右衛門御目付山川幾右
衛門、御勘定所へ相招、如左告付以申渡、尤九郎右衛門
宅江庄屋組頭並手鎖之者五人、召呼申渡候様申付ル。

4. 百姓五名えの申渡

申 渡

上村百姓
惣左衛門

宝曆十一年 府内蕃里郷 上村組百姓騒擾始末

其方共去秋、無筋願申出、大勢結徒党、度々御城下江罷
出、押而相願候段、上を不恐致方不届ニ付、先達而手鎖
被仰付置候處、格別之御慈悲を以、手鎖御免被成候、向
後急度相慎、御百姓可相勤候、此上者聊之不埒有之候而
も、重々御咎可被仰付間、兼而其旨可相心得候

五 月

5. 記録上より見たる赦免の顛末

一、右手鎖者御免申渡候段、九郎右衛門、幾右衛門並手代喜
右衛門、七左衛門、御勘定所へ罷出相届ニ付、此方共九郎
左衛門、幾右衛門同道、矢柄江為届罷越。

前記申渡書によると即ち手鎖六人中、上村の百姓吉郎右衛
門は科が軽いので、御家老へ申達の上、最も軽い三十日で放
免されることになり、閏四月廿九日、里郷代官が病氣に付、

奥郷代官与三右衛門、御目付幾右衛門、里郷手代喜右衛門、

七左衛門を御勘定へ呼出、右御免の事を申渡され、残り五人の者は、同じく御家老へ申達して、五十日刑で赦されることになり、五月十八日、里郷代官清田九郎右衛門、御目附山川幾右衛門を御勘所へ相招き、御赦免の申渡があつたので、九郎右衛門宅へ召呼でおいた庄屋組頭並手鎖五人の者に右の申渡をなし、里郷郡代並に手代両人と御目付は其の旨、御勘定所へ罷り出て相届けている。

ここに於て始めて本事件が總て解決したことになる訳である。

以上により本騒擾事件が市史記載の「手代に直接願い出ようとした」は手代に直接願い出たこと、「追込みに処分して事済みとなつた」は然らずして、審議の末事件勃発後七ヶ月にしてその罪の軽重により手鎖と呵の処分に附し、その後凡て幸甚の至りである。

以上は私の秘蔵する府内藩「郡代覚書」を基盤とした甚だ杜撰な研究ではあるが万一市史耽読の際他山の石となるならば幸甚の至りである。

(1) 昭和三十年三月廿五日大分市役所発行のもの。

(2) 大給時代府内藩では其領域中、城下町、村落部を郷中と称し、之れを地域的に町組、里郷 奥郷の四部に分けてあつた。

而して里郷は羽田、下郡、吉国府組、上村組、賀来組の各村で、上村組には太平寺村、岐、賀茂、尼ヶ瀬村、奥小路村、井上、上村、竹ノ上村、深河内、片山、田中村、野稻田、永興村、二俣、井無村が属していた。主として現在の滝尾、南大分の地区と賀来村の一部である。

(3) 定免とは徳川時代に於ける租税制度の一つで、過去五ヶ年、または十ヶ年、あるいは二十ヶ年の取米を平均して、その平均取米と等額か、又はそれより超過するも減額しない一定の租額を定め、三ヶ年、五ヶ年、或は十ヶ年、二十ヶ年の期間を限つて、その期間中は原則として歲の豐凶を問わず、その定額の租税を納めさせる方法である。つまり毎年検見を行ふ煩雜をさせて一定の免(税率)を定め之を数年間据置いて、豊凶による実收の如何にかかわらず毎年其の免に従つて定額を徵收する方法である。

(4) 定免年季中といえども旱損、風損、水損、虫付などで過分に損毛のある凶作の場合には、村方からの願出に応じて検見取とすることを許可した。之れを破免といふ。幕府が天領全般にわたり、定免を施行しようとした享保三年九月の規定では破免なしとなつてゐるが全七年七月には前記区作の場合、一村の百姓残らず願い出た場合は検見を行い、定免にかかからず有毛の通り取米を決定すると規定し、破免する余地を与えた。しかして同十二年五月には、その年の収穫高が取米から算出した畠量の五分(〇・五)以上の損毛の場合

には破免して検見取ることに改正し、さらに同十三年、四分以上損毛の場合は破免と改正し、更に享保十八年九月に至り、定免作

季中、三分以上損毛の際は破免を許可することに訂正され、爾後江戸時代を通じて行われた。この三分は一村を通計した場合で村内部的には認められなかつた。

府内藩に於ける投免は破免に該当する言葉ではあるまいか。
尚投檢見（なげけんみ）という語があるが之れは檢見の役人を村里に派出し、村内に宿泊せしめ、村吏を召喚して村の豈凶を訊問し、

談判の上租率を定むることで、其の方法が居檢見に似ているが、只異なる点は、役人を村里に派出し、村吏の内見帳を徵するが故に、談判不調のときは直に臨檢し得る点にある。

(5) 府内藩での手代とは代官の部下で、各代官下に二人宛居り、代官の指揮を受けて受持郷内の治安を掌る役である。

(6) 追込が如何なる刑罰か知ることが出来ないが押込と同意義とすれば士庶民共に科せられたもので他出させず、門を閉じ置かしめるものである。

(7) 当時境目出入の時は享保六年頃より問題となつていた、府内領高崎山麓錢瓶と御領赤松との入会、即ち界縫が宝曆十一年三月巡見使迎えの道掃除から勃発して、遂に地元で解決がつかず、双方より幕府え公訴となり十二月十一日に漸く裁断が下されて落着はしたが、その前後実地調査や善後処置などで日田並に高松代官所より、府内え出入の多かつたことを指すものと思う。

(8) 矢柄とは当時の家老の一人、木村矢柄氏を指すものと思う。府内藩では家老は二人または三人置き、藩政を統べ、藩主參府中は小事

は決裁し、大事は藩主に伺つて決定した。

(9) 目付は犯達を検察し、令達を布告し、裁判に与り府内藩には大目付二人を置いてあつた。

(10) 組頭は父年寄とも長百姓とも呼ばれて、庄屋、名主の下に属し、村民中、人格高く筆算の道に通じ、且つ相当の財産或は才幹ある人物を選んで之れに任じたもので、従つて世襲ではなかつた。定員は普通三名乃至五名であつた。

(11) 手鎖といふのは、両手を紐してこれに封印を施し一定の期間その自由を拘束するものであつて、これには本刑の刑罰としての手鎖と、過料を支払い得ざるものに科するものと、逃走を防ぐ為めの吟味中手鎖とがある。刑罰としての手鎖は、百姓町人に對してのみ科せられるものであつて、主に軽微の犯罪、いわゆる「お咎め」に対して科せられる。これに三十日手鎖、五十日手鎖、百日手鎖の三等があつて、五十日手鎖以下は、五日目に一回、役人が封印を改める。百日手鎖となると、一日おきに一回役人が来て封印改を行ふ。但干蘭盆の七月十三日から十五日までは手鎖を改めず、月代（さかやき）を剃りたい者は、心次第に剃ることを許される。手鎖を外して逃げたり、手鎖の封印を破つたりした者は、本罪相当より一等重く申付けられる。

例 叱は庶民にのみ科せられ、官より叱責する刑で、その重きものは

七、参考文献

1. 宝曆十二年府内藩郡代覚書
2. 大分市史上巻 大分市役所発行

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9.	8.	7.	6.	5.	4.	3.								
中村吉治著	日本社会史概説 碓氷書房刊	本庄栄治郎著	近世日本農業の構造 日本論社版	古島敏雄著	近世日本農業の構造 日本論社版	隈崎 渡著	刑罰の歴史 (日本) 日本評論社版	石井良助著	刑罰の歴史 (日本) 日本評論社版	玉川治三著	近世日本農民史 刀江書院	肥後和男著	民衆の生活史 六三書院	小野武夫編	日本法制史 (一) 有斐閣刊	高柳真三著	日本法制史 (二) 有斐閣刊	中田薰述	日本公法制史 春秋社刊	牧健二著	日本法制史 国史講座刊行会	隈崎 渡著	刑罰の歴史 (日本) 日本評論社版	隈崎 渡著	刑罰の歴史 (日本) 日本評論社版						
本庄栄治郎著	近世日本農民史 刀江書院	小野武夫著	近代村落の研究 時潮社	島恭彦著	近世租税思想史 有斐閣	木村靖二著	農民騒動史 成光舎	島恭彦著	近世租税思想史 有斐閣	本庄栄治郎著	百姓町人の歴史 基風館	木村靖二著	農民騒動史 成光舎	島恭彦著	近世租税思想史 有斐閣	木村靖二著	農民騒動史 成光舎	島恭彦著	近世租税思想史 有斐閣	木村靖二著	農民騒動史 成光舎	島恭彦著	近世租税思想史 有斐閣								
高柳栄治郎著	日本社会史概説 碓氷書房刊	高柳栄治郎著	日本農民史 刀江書院	高柳栄治郎著	日本農民史 刀江書院	高柳栄治郎著	日本農民史 刀江書院	高柳栄治郎著	日本農民史 刀江書院	高柳栄治郎著	日本農民史 刀江書院	高柳栄治郎著	日本農民史 刀江書院	高柳栄治郎著	日本農民史 刀江書院	高柳栄治郎著	日本農民史 刀江書院	高柳栄治郎著	日本農民史 刀江書院	高柳栄治郎著	日本農民史 刀江書院	高柳栄治郎著	日本農民史 刀江書院								
林基著	百姓一揆の伝統 新評論社刊	小野清一郎著	刑罰の本質について・その他 有斐閣刊	小早川欣吾著	近世民事訴訟制度の研究 有斐閣刊	黒立巖著	封建社会の統制と闘争 改造社刊	神崎博愛著	日本農民の性格とその批判 明窗書房	野村兼太郎著	近世日本封建社会の史的研究 岩波書店	土屋喬雄著	封建社会崩壊過程 弘文堂	全	近世日本封建社会の史的分析 御茶の水書房刊	高柳石井共編	御触畫集成 岩波書店	滝川政次郎著	日本法制史 有斐閣刊	藤田五郎著	封建社会の展開過程 有斐閣刊	三浦菊太郎著	日本法制史 博文館	石井良助著	日本法制史被要 創文社刊	中田薰述	日本公法制史 啓明社	牧健二著	日本法制史 国史講座刊行会	隈崎 渡著	刑罰の歴史 (日本) 日本評論社版

43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
7、6、5、4、3、2、1、	若宮八幡宮 大友神社 寄進狀	大友義一・松野顯佐氏寄進	天満天神名号	後水尾天皇宸翁	天満天神名号	大友義鎮贈位沙汰書	大友義鎮贈位沙汰書																
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文	同墓前策命文
キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	キリシタン手水鉢(石造)	

大分市上野丘地区内文化財のあらまし ①